

社会福祉法人旭町福祉会役員及び評議員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人旭町福祉会(以下「この法人」という。)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬並びに費用弁償(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員等のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 評議員選任・解任委員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (6) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (7) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(理事会及び評議員会等の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の費用弁償を支払うことができる。

なお、同日にあわせて2つ以上の法人の業務を行った場合は1つについてこれを支払うものとする。

- 2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の費用弁償を支払うことができる。
- 3 役員及び評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により1日分の費用弁償を支払うことができる。なお、同日にあわせて2つ以上の法人の業務を行った場合は1つについてこれを支払うものとする。

(監事の報酬等)

第4条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の費用弁償を支払うことができる。なお、理事会に出席し、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、1つについてこれを支払うものとする。

- 2 監事が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合も、別表1により費用弁償を支払うことができる。

(旅費)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

- 2 旅費は、社会福祉法人旭町福祉会旅費規程により支給する。
- 3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

(兼務役員及び評議員選任・解任委員)

第6条 施設の職員を兼務する役員及び評議員選任・解任委員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(報酬等の支給日)

第7条 役員及び評議員等の費用弁償は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第8条 費用弁償は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。

2 費用弁償等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、評議員会の議決日から施行する。

別表1(出席報酬等日額)

名 称	職 務	報 酬	費 用 弁 償
理事会出席報酬等	理事	無報酬	4,800円
	監事	無報酬	4,800円
	参与	無報酬	4,800円
評議員会出席報酬等	評議員	無報酬	4,800円
	理事	無報酬	4,800円
	監事	無報酬	4,800円
	参与	無報酬	4,800円
評議員選任・解任委員会出席報酬等	理事	無報酬	4,800円
	評議員選任・解任委員	無報酬	4,800円